

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による
神奈川県薬剤師会生涯学習認定制度の地域保健活動免除の特例について

公益社団法人神奈川県薬剤師会 生涯学習委員会

日頃より神奈川県薬剤師会生涯学習認定制度（以下「本会認定制度」という）にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、本会認定制度の認定要件の一つである「地域保健活動」については、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、集合での活動実施が困難であることや長引く自粛要請も相まって、その活動自体が難しい状況が今も続いております。オンライン研修による単位付与は着実に進む一方で、「1年間に1回（1単位）以上参加すること」を認定要件とした地域保健活動が実施されないことで、新規および更新申請者にとって障壁となりうる懸念されます。

そこで、生涯学習委員会では、本会認定制度の認定要件の一つである「地域保健活動」については、2020年3月に遡って3年間を免除することに決定しました。具体的には「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による 認定単位取得期間1年間延長の特例について（第2報）」に準じて、2020年3月1日を含む年から3年間を免除期間の対象といたします。

本特例は今後の動向により変更の可能性もあり、その際には改めてご案内申し上げます。今回の趣旨についてご理解いただくとともに、本会認定制度の申請を心よりお待ちしております。